

豊臣家と運命を供にした城「宇陀松山城」ロゴマーク使用要綱

(趣 旨)

第1条 この告示は、豊臣家と運命を供にした城「宇陀松山城」をPRするロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの形状等)

第2条 ロゴマークは、別表第1及び第2のとおりとする。ただし、宇陀市（以下「市」という。）が使用する場合に限り、ロゴマークのイメージを損なわない程度の範囲において、色の変更など使用方法の一部を変更することができる。

(権 利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、市に属する。

(使用資格)

第4条 何人も、次条に定めるところによりロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがあると認められる場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (3) 政治的又は宗教的な要素を有する場合
- (4) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
- (6) ロゴマークを使用しようとする者（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適当であると市長が認める場合

(使用申請等)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、市が使用状況を把握し、適正な運用を図るために、事前にWebフォームへ使用目的、使用内容その他必要な事項を入力し、市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 市が使用する場合

(2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 市は、前項により提出された届出内容を確認し、当該使用がこの告示に適合すると認められる場合は、申請者にロゴマークのデータを提供するものとする。

3 市は、届出内容がこの告示に適合しないと認める場合は、ロゴマークの使用を認めないものとし、必要に応じて使用内容の修正、条件の付加その他必要な措置を求めることができる。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、申請の承認日から令和10年3月31日までとする。ただし、市長は、ロゴマークの商標権の存続期間内で、使用期間を延長することができるものとする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの提供を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市長が別に定める、豊臣家と運命を供にした城「宇陀松山城」ロゴマーク使用マニュアルの規定に従うこと。

(2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(3) 市が製造又は販売をする物品等と誤認されるようなロゴマークの使用をしないこと。

(4) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、ロゴマークに関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(5) ロゴマークの使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(6) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの告示の規定に違反するがないよう管理及び監督のために必要な措置を講ずること。

(7) その他各種法令を遵守すること。

(完成品の確認)

第9条 使用者は、第5条第2項の規定によりロゴマークの提供を受けて作成した物品等の完成品写真又は物品等の状況が分かる資料を、速やかに完成報告フォームに必要事項を入力の上送信し、市に提出しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 使用者が、第4条各号のいずれかに該当すると認められたとき又は第8条に定める事項を遵守しなかったときは、市長はその使用の差止めの請求又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、市はその責任を一切負わない。

(報告義務)

第11条 市長は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

(情報の公開)

第12条 市長は、ロゴマークの適正な管理と多くの使用を図る観点及び効果の可視化等のために、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、ロゴマークの使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上的一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がロゴマークの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

4 使用者がロゴマークの使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、市は、損害賠償、損失補填その他法律上一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月5日から施行する。

別表第1（第2条関係）

図柄	 <p>① ② ③</p>
色彩	<p>①C20%+M90%+Y100%</p> <p>②C15%+M50%+Y60%</p> <p>③C0%+M0%+Y0%+K0%</p>

別表第2（第2条関係）

図柄	 <p>① ② ③</p>
色彩	<p>①K100%</p> <p>②K60%</p> <p>③K0%</p>